

平成 30 年第 8 回総会

山武市農業委員会会議録

平成 30 年 8 月 3 日 開会

平成 30 年 8 月 3 日 閉会

平成30年第8回山武市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年8月3日(金)午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之
議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地振興地域整備計画(平成30年度第1回目)の変更に伴う意見について
- (4) 平成30年度第5次農用地利用集積計画の決定について
- (5) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
- (6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(15名)

雲 地 康 夫	鈴 木 和 子
門 澤 宏 明	美濃輪 恵 一
今 関 孝 之	林 善 和
井 野 敬 一	中 村 順 子
鈴 木 俊 幸	三 橋 敏 子
篠 原 元	佐 藤 裕 子
藤 田 雅 之	川 島 芳 典
齊 田 龍 一	

欠席委員(1名)

小 川 善 郎

出席農地利用最適化推進委員(16名)

市 原 一 男	菊 池 重 壽
八 角 和 昭	齊 藤 道 良
高 橋 憲 一	河 野 仁 男
今 関 良 知	小 川 敏
山 下 幸 一	堀 越 晃
加 瀬 晃 一	金 杉 努

伊 藤 通 夫
中 山 彦 郎

古 谷 昌 己
鈴 木 章 重

出席事務局職員

事務局長	齊 藤 忠 志
副 主 幹	石 橋 京 子
主 査 補	古 谷 浩 一
主 査 補	菅 谷 昌 秀

◎開 会

事務局長 それでは、皆さん、定刻となりましたので、ただいまから平成30年第8回農業委員会総会を開会いたします。
開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。
今関会長、よろしく申し上げます。

会長 本日も、お暑い中、また、お忙しいところの総会、どうぞ苦労さまでございます。また、先月の視察研修旅行の参加のほうも、ありがとうございました。この場をかりて重ねてお礼申し上げます。本日も幾つかの案件がございます。慎重審議のほどをお願いしまして、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。
本日の総会の日程を説明させていただきます。
日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について

◎議案説明

- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
日程第5 議案第3号 農業振興地域整備計画（平成30年度第1回目）の変更に伴う意見について
日程第6 議案第4号 平成30年度第5次農用地利用集積計画の決定について
日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
日程第8 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

平成30年8月3日 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之

事務局長 日程につきましては以上でございます。
早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となる

とされておりますので、以後の進行につきましては、今関会長にお願いします。

議長 これより平成 30 年第 8 回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は 15 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

欠席委員は 9 番小川善郎委員です。

日程第 1、会期の決定の件並びに日程第 2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありましたので、ご異議ないものと認め、会期については本日 1 日限りとし、議事録署名人については、議席番号 13 番篠原元委員、議席番号 14 番佐藤裕子委員の両委員を指名します。

◎議案第 1 号

議長 日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。
議案第 1 号の 1 番について、地区担当推進委員の伊藤通夫委員から説明を求めます。

伊藤(通)推進委員 申請地区担当推進委員の伊藤です。
議案第 1 号の番号 1 について、説明します。

伊藤（通）推進委員 申請地区担当推進委員の伊藤です。

議案第1号の番号1について、説明します。

この申請は贈与による所有権移転です。

申請の理由は、譲渡人がこのたび、相続によりまして農地を取得したわけですが、遠方に住んでおりまして、耕作できないということでしたので、譲受人に申請地を贈与したい旨を申し出たところ、所有している農地に隣接していましたので引き受けたという次第であります。

また、申請関係者同行の上、現地確認しました。見たところ、耕作地に地続きになっておりまして、何ら問題がないと思われまます。

以上、説明を終わります。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号16番川島芳典委員からの補足説明等を求めます。

川島委員

議席番号16番、川島です。

この補足説明ということですが、特にございません。伊藤委員の申し上げたとおりでございます。この譲渡人とは親戚関係だそうです。昔から道路的な感じで使っていたそうです。特に問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の1番について、採決します。議案第1号の1番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の1番については許可することに決定します。

議案第1号の2番について、地区担当推進委員の齊藤茂委員が欠席していますので、当該地域の農業委員、議席番号13番篠原元委員からの説明を求めます。

篠原委員

議席番号13番の篠原です。議案第1号の2番について、説明いたします。

これは売買による所有権移転であります。

譲渡人は、早くから旦那さんに亡くなられてまして、耕作していましたけれども、だんだん年をとってきて、経営をやっていけないということで、この畑を誰かに使用していただけないかということでした。譲受人は造園業をやっており、その畑が荒れているので、伐採し、整地して植木の養成畑として使用したいということでありました。地域としては、何ら問題はないと思います。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可用件の全てを満たしておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の2番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の2番については許可することに決定します。

次に、議案第1号の3番については、議席番号15番藤田雅之委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律

第 31 条の規定により、藤田雅之委員の退室を求めます。

(藤田雅之委員退室)

議長 議案第 1 号の 3 番について、地区担当推進委員の伊藤彰朗委員が欠席していますので、隣接地域の農業委員、議席番号 17 番齊田龍一委員からの説明を求めます。

齊田委員 議席番号 17 番齊田です。説明いたします。
譲渡人は農業経営の縮小のため、譲受人は農業経営規模拡大のためであります。地元としては、何ら問題ございません。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可用件の全てを満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第 1 号の 3 番について、採決します。議案第 1 号の 3 番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第 1 号の 3 番については許可することに決定します。
藤田雅之委員の入室を許します。

(藤田雅之委員入室)

議長 議案第 1 号の 4 番について、地区担当推進委員の高橋憲一委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 申請地区担当推進委員の高橋です。議案第 1 号の 4 について、説明します。
この申請は贈与による所有権移転です。

申請の理由は、譲受人においては農業経営拡大のため、譲渡人にとっては農業経営縮小のため、それぞれ希望するものです。

譲受人は取得した農地で野菜を作付する予定です。
よろしくお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号 17 番齊田龍一委員から補足説明等を求めます。

齊田委員

議席番号 17 番齊田です。説明いたします。

申請者の譲渡人は長年、譲受人に管理をお願いしていたということです。もう農地は要らないので、譲受人に贈与するということでございます。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくご審議のほどお願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 1 号の 4 番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 1 号の 4 番については許可することに決定します。

議案第 1 号の 5 番について、地区担当推進委員の菊池重壽委員からの説明を求めます。

菊池推進委員

申請地区担当推進委員の菊池です。議案第 1 号の番号 5 について、説明します。

この申請は所有権移転です。

申請の理由は、譲受人においては経営規模の拡大、譲渡人
にあっては、耕作地が遠く、耕作できないため。

譲受人は取得した土地で水稲を作付する予定です。譲受人
は、この土地の周辺に約1 haを耕作しておられます。現地は
何年も耕作しておらず、大変荒れています。譲受人は重機
を持っており、頑張っておきたいとのこと。別に問題
はないと思います。よろしくお願ひします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番中村順子
委員から補足説明等を求めます。

中村委員

議席番号10番の中村です。

今、推進委員の菊池さんから説明がありましたとおりで、
荒れている田をきれいにするというので、別に問題はない
かと思ひます。

なお、権利者については、農地法第3条第2号各号には該
当しないため、許可用件の全てを満たしてあります。よろし
くお願ひいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終
わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたしま
す。

議案第1号の5番について、許可することにご異議ない方
は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の5番については許可するこ
とに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号の1番について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号の1番について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の加瀬晃一委員からの説明を求めます。

加瀬推進委員 申請地区担当推進委員の加瀬です。議案第2号の1番を説明をいたします。
この申請は営農型太陽光発電施設の一時転用でございます。今現在、落花生とブルーベリーを栽培しておりまして、これは3年ごとに許可申請をとらなければいけないということで、今回の申請に上がりました。今後、ブルーベリーを栽培していくに当たり、農業事務所の果樹担当に相談をしながら栽培をしていく方向であります。
よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の鈴木和子委員からの報告を求めます。

鈴木(和)委員 議席番号2番の鈴木です。現地確認をしてみました。それで、推進委員の加瀬さんの説明どおりです。ブルーベリーと落花生をつくっております。許可申請については、農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われまます。
よろしく申し上げます。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第2号の1番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第2号の1番については、許可相当として意見を付することに決定します。

議案第2号の2番について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号の2番について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の菊池重壽委員からの説明を求めます。

菊池推進委員 地区担当推進委員の菊池です。議案第2号の2番について、説明します。

現地は、成東中学校隣のマンションに隣接する駐車場です。マンション駐車場として利用する予定です。このマンションの世帯数は24世帯あります。現在の駐車場は14台分しかありません。全世帯、車を置けない状況であります。道路上に駐車しているのが現状であります。近隣住民に大変迷惑をかけているそうです。このような状況なので、この土地を利用し、駐車場を増やし、普通車18台、軽自動車7台の駐車スペースを確保する予定ということです。別に問題はないと思います。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の雲地康夫委員からの報告を求めます。

雲地委員

議席番号1番の雲地です。よろしく申し上げます。

今、地元推進委員の菊池さんのほうから説明がありましたが、そのとおりでありまして、補足は別にございません。別に問題はないなという印象がありました。代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われま
す。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と思われま
す。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第2号の2番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第2号の2番については、許可相当として意見を付することに決定します。

議案第2号の3番について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号の3番について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の山下幸一委員からの説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。議案第2、3番について、説明します。

申請者の方は、3年前に営農型太陽光発電の転用許可を一度受けております。3年後に更新しなければいけないんですが、失念してしまって、1カ月半ほど無認可の状態になっております。それで、再度申請ということです。申請について、

こちらは何の問題もないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の雲地康夫委員からの報告を求めます。

雲地委員 議席番号1番の雲地です。
今、地元推進委員の山下さんの説明のとおりでございます。一時的な利用であることから、許可申請については農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われまゝ。
よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませぬか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第2号の3番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第2号の3番については、許可相当として意見を付することに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第5、議案第3号、農業振興地域整備計画（平成30年度第1回目）の変更に伴う意見についてを議題とします。
議案第3号の1番について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号の1番について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

この案件は、下横地と松ヶ谷にまたがる計画であり、地区担当推進委員は、齊藤道良委員と河野仁男委員のお二方がいらっしゃいますが、代表として河野仁男委員からの説明を求めます。

河野推進委員

地区担当推進委員の河野です。議案第3号の1番について説明します。

この事業計画者は、観光いちご園を営んでいまして、イチゴのシーズン中は多くのお客様がイチゴ狩りや、イチゴの購入に訪れるため、駐車場が不足しています。バスや自家用車をとめるための駐車場を増設しようというものです。

この方は違反転用をしたため、農業委員会から是正するよう行政指導をしました。

農業委員会が注意しまして、販売が終わったら、即刻更地にしますということで、違反状態も、現在は解消されています。1カ所で生産・販売、また、道路を横断することなく、その1つの敷地内に駐車場を設置すれば、お客さんの安全性も、考えられることですので、今回の軽微変更の申し出をよろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の鈴木和子委員からの報告を求めます。

鈴木(和)委員

議席番号2番の鈴木です。

今、河野さんのほうから説明がありましたように、違反と言っておりますけれども、よく整備されておりました。本件は駐車場の建設ですが、既存の農畜産物販売施設の利用のため、必要であり、また、既存の農畜産物販売施設と一体に設置されるため、単なる駐車場ではなく、農畜産物販売施設の設置と評価できますので、よろしく願いします。

したがって、農業振興地域整備変更計画の農地法第5条第2項ただし書きに該当するため、転用の許可見込みはあると

思います。よろしくお願ひします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第3号の1番について、許可見込みありとして意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第3号の1番については、許可見込みありとして意見を付することに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第6、議案第4号、平成30年度第5次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。
利用権設定等個人別明細番号1番から6番について、事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用権設定等個人別明細番号1番から6番について、採決いたします。原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。利用権設定等個人別明細番号1番から6番について、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第7、議案第5号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。

議案第5号について、事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号、農用地利用配分計画(案)に関する意見について、原案のとおり意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。
議案第5号、農用地利用配分計画(案)に関する意見について、原案のとおり意見を付することに決定します。

◎議案第6号

議長 日程第8、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。
事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第6号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。議案第6号の1番について、地区担当推進委員の菊池重壽委員からの説明を求めます。

菊池推進委員 地区担当推進委員、菊池です。水稻と露地野菜中心の経営ではございますが、今後はブルーベリー栽培を取り入れ、複合経営を進めて経営状況を拡大したいそうです。よろしくお願ひします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第6号の1番について、原案のとおり認定すべきものと意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第6号の1番については、原案のとおり認定すべきものと意見を付することに決定します。

◎閉 会

議長 以上で、本日予定していた議案の審議は全て終了いたしました。

その他の件について、皆様から何かご意見、ご質問等がございますか。

雲地委員

1ついいですか。聞きたいんですけど、58 ページの上のところ、中間管理事業にした場合に、これは畑5年となっているけれども、10年でなくても、5年でもいいのでしょうか。一般的には10年だと思っていました。

事務局

中間管理事業の場合は原則10年ですけれども、5年まで期間を短くすることは可能です。ですから、5年は可能です。

雲地委員

わかりました。

議長

ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は、9月5日水曜日、本庁舎3階大会議室を予定していますので、ご参集お願いいたします。